

担い手経営安定対策

1 趣旨

米価下落による稲作収入の減少の影響が大きい担い手を対象に、産地づくり推進交付金の米価下落影響緩和対策が講じられることを前提に、これに整合的に上乗せし、稲作収入の安定を図る対策として、「担い手経営安定対策」を講じる。

2 仕組み

(1) 加入対象者

加入対象者は、以下のすべての要件を満たす者とする。

認定農業者又は集落型経営体（仮称）であること。

「集落型経営体」とは、いわゆる集落営農のうち、地縁的な結合関係の強い一定の範囲の農地をまとめて利用し、生産から販売、収益配分まで組織として一元的に経理を行い、主たる従事者が、市町村の基本構想で定められている所得水準を目指し得るとともに、一定期間内に法人化する計画を有する等の要件を満たし、経営体としての実体を有するものをいう。

生産調整を実施しながら一定規模以上の水田経営を行っている者であって、米価下落影響緩和対策に加入している者であること（青色申告者）。

「一定規模」とは、平成22年の構造展望等における「効率的かつ安定的な農業経営」の経営規模に近づく努力を促すとの考え方にに基づき、水田経営規模でこの2分の1を基本とし、次のとおりとする。

ア 認定農業者にあつては、北海道で10ha、都府県で4haとする。

イ 集落型経営体にあつては、20haとする。

(2) 基準収入

都道府県ごとの単位面積当たりの直近3年平均の稲作収入を基準収入とする。

(3) 補てん単価

当該年の都道府県ごとの単位面積当たりの稲作収入が基準収入を下回った場合に、その差額の8割から米価下落影響緩和対策補てん金（米価下落影響緩和対策の単価を減ずることとした場合には、標準的な米価下落影響緩和対策が講じられているものとみなす。）等を控除した額を補てん単価とする。

(4) 支払金額

補てん単価に加入者の加入面積を乗じた金額を支払う。

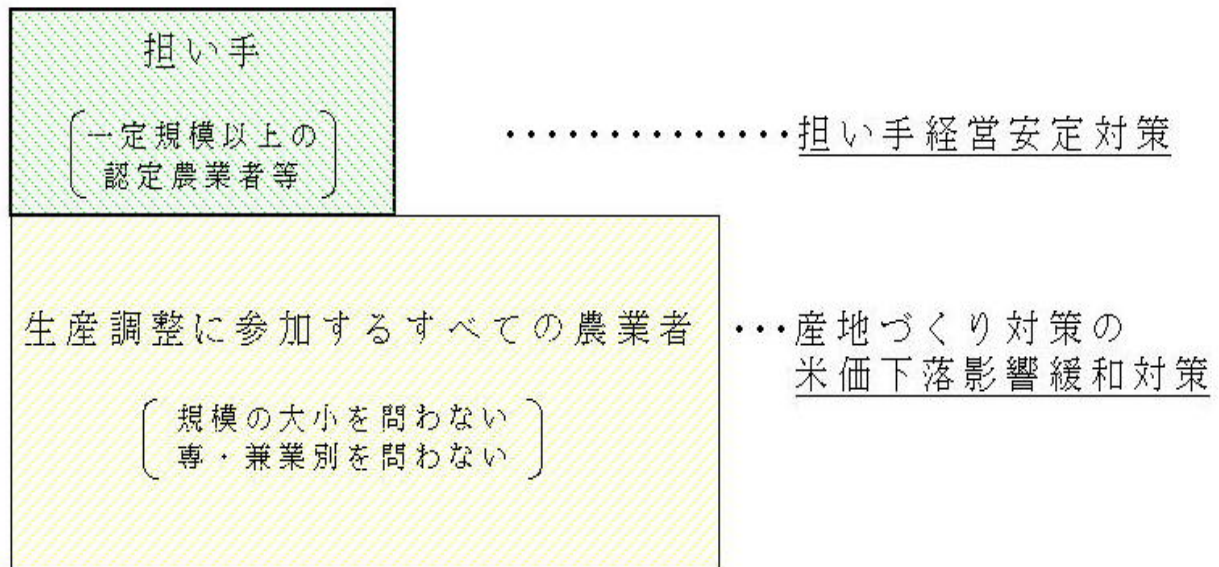
(5) 拠出割合

加入者と政府が1：1の割合で拠出する。

(6) 他の助成措置との整合性

農業災害補償制度等、他の助成措置との整合性のある仕組みとする。

米価下落があった場合の影響緩和対策の仕組み



担い手経営安定対策の仕組み

